
平成20年 第1回 3月（定例）中間市議会会議録（第4日）

平成20年3月28日（金曜日）

議事日程（第4号）

平成20年3月28日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第8号議案 平成20年度中間市一般会計予算
日程第 2 第9号議案 平成20年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
日程第 3 第10号議案 平成20年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
日程第 4 第11号議案 平成20年度中間市地域下水道事業特別会計予算
日程第 5 第12号議案 平成20年度中間市公共下水道事業特別会計予算
日程第 6 第13号議案 平成20年度中間市老人保健特別会計予算
日程第 7 第14号議案 平成20年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
日程第 8 第15号議案 平成20年度中間市介護保険事業特別会計予算
日程第 9 第16号議案 平成20年度中間市後期高齢者医療特別会計予算
日程第10 第17号議案 平成20年度中間市水道事業会計予算
日程第11 第18号議案 平成20年度中間市病院事業会計予算

（日程第1～日程第11 委員長報告・質疑・討論・採決）

- 日程第12 意見書案 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書
第 2 号

（日程第12 提案理由説明省略・質疑・討論・採決）

- 日程第13 意見書案 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書
第 3 号

（日程第13 提案理由説明省略・質疑・討論・採決）

- 日程第14 意見書案 地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書
第 4 号

（日程第14 提案理由説明省略・質疑・討論・採決）

- 日程第15 意見書案 乳幼児医療費助成制度の創設等を求める意見書
第 5 号

（日程第15 提案理由説明省略・質疑・討論・採決）

- 日程第16 意見書案 米兵による女子中学生拉致暴行事件に関する意見書
第 6 号

（日程第16 提案理由説明省略・質疑・討論・採決）

- 日程第17 第35号議案 中間市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条

(平成19年) 例
(日程第17 繼続審査)

日程第18 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1番 中家多恵子君	2番 佐々木晴一君
3番 安田 明美君	4番 植本 種實君
5番 宮下 寛君	6番 青木 孝子君
7番 原田 隆博君	8番 井上 太一君
9番 掛田るみ子君	10番 草場 満彦君
11番 中尾 淳子君	12番 古野 嘉久君
13番 上村 武郎君	14番 井上 久雄君
15番 山本 慎悟君	16番 堀田 英雄君
17番 片岡 誠二君	18番 下川 俊秀君
19番 米満 一彦君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	松下 俊男君	副市長	山崎 義弘君
教育長	船津 春美君	総務部長	柴田 芳夫君
市民部長	中野 諭君	保健福祉部長	田中 茂徳君
教育部長	牧野 修二君	上下水道局長	小南 哲雄君
市立病院事務長 …	藤井 紀生君	消防長	一田 健二君
建設産業部長事務心得
経営企画課長	小島 一行君	総務課長	白尾 啓介君
環境保全課長	赤木 良一君		
人権男女共同参画課長			渡辺 恭男君
介護保険課長	伊東 久文君	健康増進課長	中尾三千雄君
産業振興課長	増田令次郎君	下水道課長	佐藤 満洋君

教育総務課長 …… 中村信一郎君 営業課長 …… 舟越 義光君
市立病院課長 …… 成光 嘉明君 財政課長補佐 …… 高橋 洋君

事務局出席職員職氏名

局長 谷川 博君	次長 植木 建一君
補佐 小田 清人君	書記 岡 和訓君

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。会議に入ります前に、市長から報告したい旨の申し出がありますので、これを受けたいと思います。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

平成19年度の特別交付税が、3月18日に決定されたので、ご報告を申し上げます。

本年度の特別交付税の額は7億5,500万円で、昨年度と比較いたしますと、1億4,500万円の減額となっておりますが、昨年度は特定地域開発就労事業の終息を迎えたことから、自立支援加算金等の経費として2億1,000万円が加算されており、この経費を除きますと、実質6,500万円、率にして9.4%の増額となっております。三位一体改革により、地方交付税はここ数年減額が続いているが、ようやく下げどまり感があるものと思っております。

しかしながら、依然財政状況の厳しさは変わりなく、今後も持続可能な財政基盤確立のため、行財政集中改革プランを確実に推進していくことを申し上げまして、特別交付税のご報告とさせていただきます。

○議長（井上 太一君）

ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 第 8号議案

日程第 2. 第 9号議案

日程第 3. 第 10号議案

日程第 4. 第 11号議案

日程第 5. 第 12号議案

日程第 6. 第 13号議案

日程第 7. 第 14号議案

日程第 8. 第 15号議案

日程第 9. 第 16号議案

日程第 10. 第 17号議案

日程第 11. 第 18号議案

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、第8号議案から、日程第11、第18号議案までの各会計新年度予

算11件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、下川俊秀総務委員長。

○総務委員長（下川 俊秀君）

皆さん、おはようございます。ご指名によりまして、ただいま議題となっております議案第8号平成20年度中間市一般会計予算のうち、総務委員会に付託されました所管部分並びに議案第14号平成20年度中間市公共用地先行取得特別会計予算について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、総論を申し上げますと、国の経済は回復基調を続けていましたが、原油の高騰など不安要因が生じており、さらに中央と地方の格差につきましては、いまだ抜本的な解決策が示されず、地方財政は依然厳しい状況であることから、前年に引き続き行財政集中改革プランに沿った簡素で効率的な財政運営となっております。

まず、平成20年度中間市一般会計予算について、歳入の主なものとして、地方交付税では前年度に比べ、3億8,600万円減額の44億8,800万円が計上されています。基金繰入金については、前年度と比べ4億8,000万円減額の4億1,900万円が計上されています。

市債におきましては、退職手当債4億3,400万円、建設事業債6億5,800万円、臨時財政対策債3億8,600万円など、総額14億7,900万円が計上されており、前年度に比べ5億1,500万円の増額となっています。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

議会費につきましては、市政調査研究費交付金の廃止により、今年度は交付金400万円の削減をしています。

総務費におきましては、職員人件費で前年度と比較して6,200万円減額の7億1,800万円を、また福岡県市町村退職手当組合負担金では、5,200万円減額の4億5,900万円が計上されており、人件費につきましては、一般会計全体で2億3,500万円の減額となっています。

また、市制施行50周年を迎えるに当たり、さまざまな計画が予定されており、この予算として1,100万円が計上されています。

消防費では、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業を活用し、災害被災者救助用テントを購入する経費400万円や弥生地区に防火水槽を設置する経費700万円など、消防費総額4億6,000万円が計上されています。

以上により、平成20年度一般会計予算は、前年度と比較して2億8,320万円の減額、率にして1.8%減の歳入歳出それぞれ総額158億420万円が計上されています。

最後に、第14号議案、平成20年度中間市公共用地先行取得特別会計予算について申し上げます。

本年度は、新たな用地の取得計画はなく、借入金に対する元利償還金として677万円

及び公有財産購入費10万円が計上されており、これに充当する歳入としては、一般会計繰入金677万円及び市債10万円が計上され、歳入歳出それぞれの687万円となっております。

以上、審査の後、最後に採決いたしましたところ、一般会計及び公共用地先行取得特別会計ともに、賛成多数でいずれも可決すべきものと決しました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、掛田るみ子市民文教委員長。

○市民文教委員長（掛田るみ子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております新年度予算の第8号議案並びに第10号議案の予算2件につきまして、市民文教委員会に付託されました所管部分の審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、一般会計予算の主なものを申し上げます。

歳入につきましては、本市の歳入予算の根幹でございます市民税におきまして、法人市民税が1,900万円、固定資産税が1,700万円の増額など、景気回復の気配が伺えるものの、個人市民税の1,000万円の減額や、たばこ税2,300万円の減額もあり、市税全体ではほぼ前年並みの44億1,500万円を計上しています。

教育部所管では、主に教育費国庫補助金で私立幼稚園奨励費補助金980万円を、また教育費県補助金で防犯対策として、県警とタイアップして行っております非行防止プロジェクト事業補助金が140万円、同じく県補助金として地域活動指導員設置事業費補助金に350万円等、それぞれに計上しています。

次に、歳出の主なものは、市民部所管の環境保全関係では、広域事務組合への負担金として、火葬場運営に1,700万円、塵芥処理に5億3,200万円、し尿処理に2億8,900万円の計上が主なものです。また、環境衛生費のうち、環境の里づくり事業に要する経費として2,800万円を計上しています。

その内容としましては、本年度は福岡県産炭地域振興センターから交付される活性化基金助成金を利用して、環境対策事業を推進したく、現在市内各所で活動しております環境ボランティア団体を1カ所に集結し、団体相互の情報交換や交流を容易にすることで、活動効果を推進するための拠点施設として、「環境の里」を設置するものです。

場所としては、市が所有する中間市岩瀬1丁目5565番の1のうち、敷地面積900平方メートル、建物は全体で120平方メートルを建設予定しております。

次に、教育部所管の教育費におきましては、年次計画として進めております学校施設改善事業として、本年度は中間北小学校及び中間東中学校で、障害者対応トイレを含め快適なトイレ改修工事及び公共下水道接続工事などを施行する経費に4,700万円、同じく

年次的に行っております屋内運動場改修工事に、中間小学校で2,400万円を計上しております。

さらに、生徒の安全確保対策の強化を図る経費として、昨年市内小学校においてすべて設置いたしました小学校の防犯カメラを引き続き、中学校で推進することとし、本年度は中間東中学校を計画しています。

また、新たに小中学校の防犯効果を高めるための防犯灯を設置する経費に100万円計上し、さらに本年度小中学校耐震化計画に基づき実施しております校舎及び屋内運動場の耐震化事業については、中間東中学校の耐震化工事に向けて、実施設計委託料に600万円を計上しています。

ソフト面におきましては、学校教育の充実化を図るため学習サポーター制度や、新たに障害のある児童生徒の自律や社会参加に向けた取り組みを支援する児童生徒対策として、特別教育指導支援員を2名配置する経費等に100万円を計上しております。

次に、中間市住宅新築資金等特別会計予算について、予算の総額は歳入歳出それぞれ443万円となっています。

このうち、歳出は公債費として前年度繰上充用金です。

歳入については、県支出金及び諸収入として、各貸付金の元利収入です。

討論において、委員より環境の里づくりの進捗状況を委員会に報告をしてほしいとの要望がございます。

以上が、当委員会に付託されました各議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決しました結果、第8号議案並びに第10号議案につきましては、賛成多数で可決いたしました。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、井上久雄保健福祉委員長。

○保健福祉委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第8号議案一般会計予算のうち、保健福祉委員会に付託されました所管部分並びに第9号議案特別会計国民健康保険事業予算、第13号議案老人保健特別会計予算、第15号議案介護保険事業特別会計予算、第16号議案後期高齢者医療特別会計予算、第18号議案病院事業会計予算につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、一般会計予算について申し上げます。

まず、歳入では、国庫支出金24億9,900万円、県支出金7億3,800万円などが主なものとなっております。

次に、歳出の主なものは、民生費の社会福祉費では、身体障害者福祉に要する経費として、自立支援医療費などの扶助費1億8,300万円、知的障害者福祉に要する経費とし

て入所、通所施設サービス費などの扶助費2億2,500万円、乳幼児医療費9,000万円、重度心身障害者医療費1億7,600万円、母子家庭医療費9,100万円などが計上されております。

また、平成20年度から新たに開始されます後期高齢者医療に要する経費として、後期高齢者医療療養給付費負担金4億4,400万円が計上されております。

児童福祉費では、児童福祉施設入所扶助費5億9,900万円、児童手当に要する経費として3億2,800万円、児童扶養手当に要する経費として3億3,500万円が計上されております。

生活保護費では、生活扶助費7億2,600万円、医療扶助費13億7,800万円などが計上されています。

衛生費の保健衛生費では、予防接種やがん検診などの委託料6,800万円が計上されています。

討論において、委員から妊婦の無料健診を5回まで実施するよう求めますとの意見がありました。

次に、特別会計国民健康保険事業予算につきまして申し上げます。

平成20年度の予算編成は、退職者医療制度の一部改正、老人保健拠出金の削減と後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等及び特定健康診査等の創設などの医療制度改革に伴い、大幅に変更されております。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ64億6,095万円で、前年度に比べ2億8,500万円の増額となっております。

まず、歳入の主なものは、国民健康保険税10億2,900万円、国庫支出金14億900万円、療養給付費交付金4億4,900万円、前期高齢者交付金22億3,300万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、保険給付費38億6,800万円、老人保健拠出金1億8,800万円、新設予算科目の後期高齢者支援金等に5億3,200万円、前期高齢者納付金等に8億4,600万円が計上されております。

討論において、委員から国民健康保険税の減免措置について、自治体として取り組むべきであるとの意見がありました。

次に、老人保健特別会計予算につきまして申し上げます。

平成20年度から後期高齢者医療制度が開始されることにより、老人保健特別会計での医療給付が3月診療分の1カ月分のみとなるため、予算の総額は歳入歳出それぞれ6億122万円で、前年度に比べ大幅な減額予算となっております。

まず、歳入の主なものでは、支払基金交付金3億円、国庫支出金1億9,600万円、県支出金4,900万円、一般会計からの繰入金5,300万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、医療諸費で5億9,700万円となっております。

次に、介護保険事業特別会計予算につきまして申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億9,302万円で、前年度に比べ2,000万円の増額となっております。

まず、保険事業勘定の歳入では、国庫支出金6億6,100万円、支払基金交付金8億6,200万円、県支出金4億1,100万円、一般会計からの繰入金4億6,900万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、要支援、要介護者への介護サービス費用等の保険給付費に27億6,200万円が計上されています。

介護サービス事業勘定につきましては、歳出として居宅介護支援事業費3,400万円、歳入として予防給付費収入3,400万円が計上されております。

討論において、委員から第三者機関の設置を求める意見がありました。

次に、後期高齢者医療特別会計予算につきまして申し上げます。

この特別会計は、後期高齢者医療制度に基づき平成20年度から新設されたもので、予算の総額は歳入歳出それぞれ6億899万円となっております。

まず、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金として6億400万円が計上されております。

次に、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料5億400万円、一般会計からの繰入金1億400万円が計上されております。

なお、対象となる75歳以上の後期高齢者の人口は、2月末現在で6,235人となっております。

討論において、委員から被扶養者からも新たに保険料を徴収するなど、高齢者に経済的な負担を強いる後期高齢者医療制度に反対しますとの意見がありました。

次に、病院事業会計予算につきまして申し上げます。

まず、収益的収支では、医業収益と医業外収益をあわせた病院事業収益は、21億2,192万円で、前年度比9%の減収が見込まれております。

医業収益の主なものは、入院収益9億9,600万円、外来収益9億8,500万円で、入院患者数は年間3万5,770人、1日平均98人で、外来患者数は年間8万3,504人、1日平均307人が見込まれております。

病院事業費用は21億2,192万円で、前年度より9%の減額となっております。

次に、資本的収支では、資本的収入6,600万円に対し、資本的支出は1億円で、歳入不足額については、損益勘定留保資金で全額補てんされる予定となっております。

討論において、委員からジェネリック医薬品の使用品目をさらに増やしてほしいとの意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、一般会計、特別会計国民健康保険事業、老人

保健特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計は賛成多数で、病院事業会計は全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、片岡誠二建設上下水道委員長。

○建設上下水道委員長（片岡 誠二君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第8号議案、第11号議案、第12号議案及び第17号議案の新年度予算4件につきまして、建設上下水道委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

なお、新年度予算に対する主な工事関係につきましては、現地調査を行い、執行部より詳細な説明を受けました。

まず、一般会計予算についてご説明申し上げます。

歳出の主なものを申し上げます。労働費の失業対策費につきましては、19年度末で失業対策事業のすべてが終息することになりましたので、廃項目とし、新たに一般労働対策費として、労働諸費700万円が計上されております。

農林水産業費の農地費では、農道整備や水路改修工事に要する経費及び土木費で施行されております二タ股東中牟田線道路改良工事に伴う農業用水ポンプ施設移設費用をあわせて4,600万円が計上されております。

商工費の商工業振興費では、筑前中間やっちゃん祭り補助金等や、ハーモニーホール前に一部整備しておりますイルミネーション拡大延長経費として、1,800万円が計上されております。

土木費では、二タ股東中牟田線道路改良工事として4,000万円、曲川河川敷の環境改善を目的とした沿道の植栽事業として700万円、また都市計画費では、前年度に引き続き都市計画道路塘ノ内砂山線外2路線道路改築工事費として2億1,500万円、都市公園の環境整備事業として、通谷公園のトイレ新築工事に2,500万円がそれぞれ計上されております。

なお、歳入につきましては、国庫補助金は失業対策事業が終息したことで8,400万円の減額に対し、新たに二タ股東中牟田線道路改良事業に伴う地方道路整備臨時交付金4,100万円が計上されております。

衛生費では、合併処理浄化槽設置推進に要する経費として、500万円が計上されております。

次に、地域下水道事業特別会計についてご説明を申し上げます。

歳出の主なものを申し上げますと、終末処理費では、曙下水処理場及び中鶴下水処理場の維持管理費、両処理場の修繕及び光熱水費等が計上されております。

歳入では、下水道使用料が主なものです。

予算の総額は、歳入歳出それぞれの9,300万円となっております。

次に、公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳出の主なものを申し上げますと、総務費では受益者負担金の各年度及び全期一括納入者に対する報償金や、汚水処理負担金である流域下水道処理負担金など、2億2,700万円が計上されております。

建設費では、大辻蓮花寺幹線外25地区で実施する管渠築造工事費9億5,000万円、実施設計業務委託料等9,000万円、ガス管水道管移設補償費6,000万円が計上されております。

以上により、20年度末における中間市の公共下水道普及率は44.5%から48.5%になる見込みでございます。

歳入では、受益者負担金として8,900万円、公共下水道使用料として2億5,500万円、国庫補助金として3億円、一般会計からの繰入金4億9,300万円、市債8億5,730万円が主なものでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億6,300万円となっております。

最後に、水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

本年度の事業予定量は、中間市、遠賀町あわせて2万7,170戸の給水戸数を見込んでおり、年間総給水量は755万立方メートルで、有収率は90.1%が見込まれております。

収益的収入の水道事業収益の主なものは、営業収益では給水収益など10億9,900万円、営業外収益では、県及び遠賀町分を含めた下水道工事に伴う配水管移設収益など6,300万円が計上しております。

支出の水道事業費用の主なものは、営業費用では、人件費でそのほかに水源の病原菌対策等の薬品費、給水区域内の漏水防止対策費など9億8,900万円、営業外費用では企業債の借入金利息や下水道工事に伴う配水管移設の受託工事費用など1億6,000万円が計上しております。

収益的収支では、水道事業収益11億6,600万円に対し、水道事業費用11億5,200万円が計上され、消費税込みで1,300万円の利益が見込まれております。

また、資本金収入2億5,600万円に対し、資本的支出5億3,200万円が計上され、収入が不足する額2億7,600万円は、当年度分損益勘定留保資金等で全額補てんすることとなっております。

今年度の建設改良事業としては、中間地区では県道中間宮田線配水管布設工事等9件、また遠賀地区では8件の、計17件の工事と太賀地区の受水槽及び加圧施設の改良工事を予定しております。

以上、4議案につきまして審査の後、採決いたしましたところ、地域下水道事業特別会

計予算及び水道事業会計予算は全員賛成、一般会計及び公共下水道事業特別会計は、賛成多数で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願ひいたしまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

平成20年度予算のうち、一般会計と特別会計では、国民健康保険、老人保健、介護保険、後期高齢者医療、住宅新築資金、公共下水道事業、公共用地先行取得特別会計、以上8件について、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論いたします。

福田首相は、通常国会の施政方針演説で「生活者・消費者が主役」と強調しましたが、それどころか、社会保障費の自然増を2,200億円抑制するなど、小泉、安倍と続いた構造改革路線に固執しています。しかも、大企業優遇税制措置や軍事費などは聖域として全くメスを入れておりません。

この構造改革によって、国民は痛めつけられ、貧困と格差がますます広がっています。その上、原油や穀物市場の高騰を受けた生活必需品や原材料の値上がりが、家計に追い打ちをかけています。

また、輸入食品、あるいは国内食品の偽装問題など、今日ほど「食」への安全、安心が揺らいでいる時はありません。

しかも、食料をめぐる国際情勢の激変が、事態を一層深刻にしています。地球規模での気候変動による生産の不安定化、世界的なバイオ燃料ブームによるトウモロコシの爆発的な需要増、さらにヘッジファンドなど大量の投資資金が穀物市場に流れ込んで、異常な高騰を引き起こしています。

このような国際情勢を背景に、食料品の値上げが相次いで起こり、4月に入るとさらなる値上げが私たちの生活を直撃しようとしています。

そして、この中で浮かび上がってきたのが、余りにも低い日本の食料自給率の問題です。一国の農業の問題は、国民の命を支える食料の土台そのものです。

食料と農業をめぐる情勢が内外ともに激変している今、食料は外国から安く買えばいいといった考えは、厳しい反省が求められているのではないでしょうか。

今、中間市の貴重な田畠をつぶし、進められている開発に名を借りた不要不急の道路建設および改良事業は、今日の情勢に逆行するものと言わねばなりません。今こそ不要不急

の事業の見直しやむだをなくし、入札制度の改善など、効率的な行政改革を進め、住民の暮らしや福祉を守る地方自治の役割が求められております。

平成20年度の一般会計予算案では、少子化対策として乳幼児医療費無料化の年齢を、就学前まで拡充したことは評価いたします。

しかし、妊婦健診について、政府は最低5回必要として財政措置をしていると言っていますが、妊婦健診は2回分しか助成されておらず、5回まで拡大すべきです。

障害者自立支援法が施行され、施設利用は1割負担、食事は全額負担など、障害者と家族は重い負担になっています。全国の自治体では、食費の助成や利用料の軽減措置を実施しており、独自施策を講じるべきです。

環境衛生費として、環境の里新築工事2,613万6,000円を計上し、環境ボランティアの情報交換の場を建設するとしていますが、新たに施設を建設することは再検討し、当面は遊休施設を活用すべきです。また、ごみの不法投棄を減らすための啓発に努め、子供の環境教育の充実を図るべきです。

教育費では、小学校給食の調理等業務委託料として650万円を計上されています。利益優先の民間委託では、子供の食教育の目的を損ねるものです。

また、アレルギー児童の除去食の対応が、これまでのように実施することは難しくなり、調理業務の民間委託の計画は中止すべきです。

規範意識育成に要する経費が15万円計上されていますが、道徳教育を復活させようとするものであり、認められません。

政府は、今年も4月22日に全国一斉学力テストを実施しますが、全国一斉学力テストは、競争教育を激化させ、学校の序列化を招くものであり、中止すべきです。全国一斉学力テストの政府予算約62億円は、教育条件の向上に使うべきです。そして、どの子にも行き届く教育を進めるために教員を増やし、少人数学級を実施することを求めるものです。

同和対策事業では、人権教育に要する経費として435万3,000円を計上されていますが、同和対策事業は国の法律もなくなっており、やめるべきです。

また、隣保館事業は一般対策に移行したといいながら、生け花教室など従来の同和事業を温存しており、見直すべきです。

人権のまちづくりセンターと隣保館を統合し、職員体制や業務内容の改善を図るべきです。

次に、特別会計国民健康保険事業、老人保健特別会計では、政府が1984年に国保の国庫負担率を医療費の45%から38.5%まで下げたため、国民健康保険財政は厳しくなり、国保税は上がり続けています。そのため、滞納世帯が増え、中間市では資格証明書や短期保険証の発行は、それぞれ約300世帯にのぼっています。国民健康保険証の取り上げをやめ、低所得者への減免措置を求めるものです。

また、健全な国民健康保険財政を確立するために、政府に対し国庫負担をもとに戻させ

ること、健康管理と病気の早期発見、早期治療で医療費の軽減を図ることです。

介護保険事業特別会計では、制度の改悪で要介護から要支援になった高齢者が増え、介護サービスの抑制が行われています。介護保険料滞納者は、ペナルティーとして給付の制限が行われます。だれもが安心して利用できる介護保険制度にするために、低所得者への保険料や利用料の減免制度を実施すべきです。

また、苦情処理やサービス事業所を監視、指導する第三者機関の設置を求めるものです。

後期高齢者医療制度は、全国 530 を超える自治体や医師会、老人会など、多くの国民が 4 月からの実施中止や撤回を求める声が上がっています。この制度は、75 歳以上の高齢者を医療差別するものです。現在、家族の扶養になっている人も、扶養から外され、すべての 75 歳以上の高齢者から介護保険料とあわせて、保険料を原則として年金から天引きします。保険料は 2 年ごとに見直しされ、値上げされる仕組みになっております。普通徴収の高齢者が滞納すると、保険証を取り上げます。

また、診療報酬も 74 歳以下の人と別枠で制限されます。政府は、後期高齢者医療制度の導入など、医療制度改悪によってお年寄りにかかる医療費を 2015 年には 2 兆円、2025 年には 5 兆円削減できると試算しています。高齢者から高い保険料を徴収し、医療費の削減を目的にした後期高齢者医療制度は認められません。

住宅新築資金等特別会計では、同和住宅新築資金の滞納による累積赤字は、平成 23 年度には約 6 億 2,000 万円になり、そのつけを市民に押しつけることになります。

この赤字の原因は、条例に違反したずさんな貸し出しによるものであり、認められません。

公共下水道事業特別会計予算では、同和事業水洗便所及び排水設備改造に 159 万円が計上されています。同和地区住民の水洗化工事に対し、1 戸当たり 30 万円の補助をするのですが、こうした逆差別をいまだに行う市当局の自主性のなさに、市民は大きな怒りを持っています。このような行為は、市民の間に新たな差別感情を助長するものであり、断じて認められません。直ちに中止すべきです。もし続けるのであれば、全市民を対象とすることを求めるものです。

公共用地先行取得特別会計では、公債費として 584 万 9,000 円が計上されていますが、これは市民の大きな反対の中で凍結となった岩瀬東部地区開発計画の中で、当時の市長が評価額以上の価格で用地を起債で購入したものに、今年度から償還が始まるわけですが、このような無責任な債務に対する返済を認めるわけにはいきません。

病院事業会計予算では、市民の健康を守る公立病院として、医師の確保と抜本的改革が求められます。また、ジェネリック医薬品の使用を増やし、患者負担と国保財政の軽減を図るよう、病院事業会計につきましては、意見を付して賛成といたします。

以上で討論を終わります。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより第8号議案から第18号議案までの新年度予算11件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第8号議案平成20年度中間市一般会計予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案平成20年度中間市特別会計国民健康保険事業予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案平成20年度中間市住宅新築資金等特別会計予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第11号議案平成20年度中間市地域下水道事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第11号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、第12号議案平成20年度中間市公共下水道事業特別会計予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第13号議案平成20年度中間市老人保健特別会計予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案平成20年度中間市公共用地先行取得特別会計予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案平成20年度中間市介護保険事業特別会計予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案平成20年度中間市後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第17号議案平成20年度中間市水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第17号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第18号議案平成20年度中間市病院事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第18号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第12. 意見書案第2号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第12、意見書案第2号保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第2号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第2号保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 意見書案第3号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第13、意見書案第3号中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第3号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第3号中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 意見書案第4号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第14、意見書案第4号地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第4号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第4号地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 意見書案第5号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第15、意見書案第5号乳幼児医療費助成制度の創設等を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第5号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第5号乳幼児医療費助成制度の創設等を求める意見書を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 意見書案第6号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第16、意見書案第6号米兵による女子中学生拉致暴行事件に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第6号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第6号米兵による女子中学生拉致暴行事件に関する意見書を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 第35号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第17、第35号議案中間市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例を議題といたします。

ただいま議題となっております第35号議案については、所管の総務委員長から目下委員会において審査中につき、会議規則第99条の規定により、継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第18. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより日程第18、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において宮下寛君及び井上久雄君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、平成20年第1回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前10時49分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議長 井上太一

議員 宮下寛

議員 井上久雄